

(別表1)

事業継続力強化支援計画

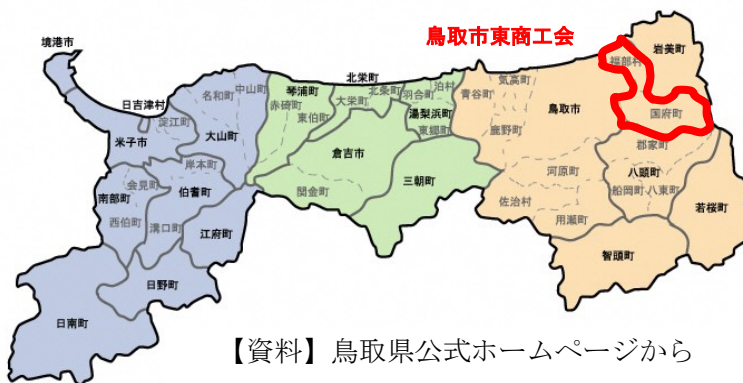
事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地

鳥取市東商工会は、鳥取県東部、鳥取市の東側に位置している。現鳥取市は、平成16年11月に、旧鳥取市を中心に、東西南に隣接する8つの町村が行政合併をしており、本会も、平成19年4月に、「国府町商工会」と「福部町商工会」が合併し、現在の形となった。従って、合併前の旧町「国府町」と「福部町（平成16年の行政合併により福部村から福部町へ名称変更）」が担当エリアになる。



【資料】鳥取県公式ホームページから

東側は岩美町・兵庫県の一部、西側は旧鳥取市、南側は八頭町、北側は日本海にそれぞれ接している。

「国府町」には、白山火山帯に属する扇ノ山(1,310m)があり、ここを源にする袋川が流れている。「福部町」は、日本海に面しており、海岸一帯が砂丘地で、町の中央を塩見川が流れている。

②気象概況（気温、降水量）（鳥取市地域防災計画より）

本市の気候は、日本海型に属する。小気候区から分類すると、平野部は山陰型気候区、佐治町などの山間部は中国山地気候区に属する。平年値から見ると年平均気温は、平野部で14～15℃、山間部は11～13℃と海拔差は大きい、地域差は小さい。年降水量は平野部・山間部ともに約2,000mmだが、一部山間部では2,500mmを超える。また、梅雨期や台風期その他、冬季も降水量が多くなるという特徴がある。年最深積雪は平野部で30～40cm、山間部では40cm以上となり、多い所では100cmを超える。

③災害リスク（鳥取市地域防災計画より）

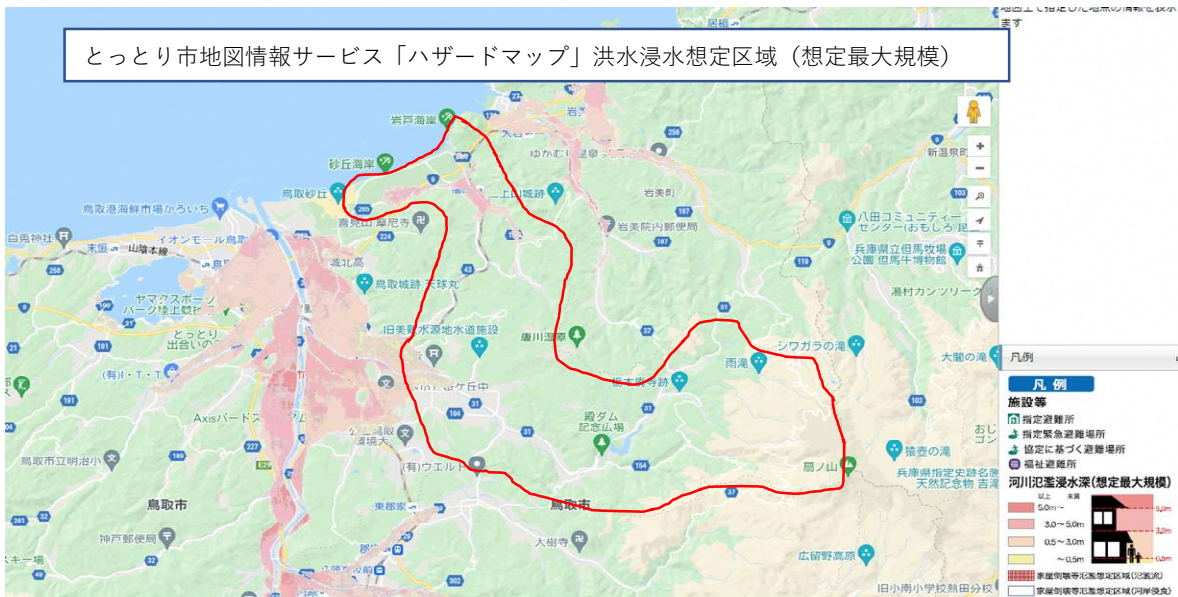
本市の気象災害の主たるものは、台風災害、台風以外の大雨による浸水害・洪水害・土砂災害、強風害、雪害、乾燥時の火災等が挙げられる。昭和20年以降の災害の発生状況を見ると、年によりかなりの偏りが認められるが、台風による災害や梅雨前線等による大雨害は大体年間2～3回、強風害、雪害は年1回程度発生する。近年では、住宅地域の拡大に伴う土地造成、道路網の発達による行動範囲の拡大及び生活様式の多様化等といった要素も強く働き、災害規模が大きくなっていることは留意しなければならない。

(洪水：ハザードマップ)

福部町の塩見川は江川、箭溪川が合流し、降雨期には越流により付近一帯への浸水が発生する。特に、JR福部駅前地域周辺は浸水しやすく、しばしば、交通規制が行われる。また、浜湯山地域周辺も浸水しやすい。鳥取市のハザードマップによると、いずれも河川氾濫浸水深（想定最大規模）が3.0～5.0mと示されている。

国府町では、商業・住宅集積地である宮下地域以西周辺が浸水の危険度が高い。河川氾濫浸水深（想定最大規模）が0.5～3.0mと示されている。

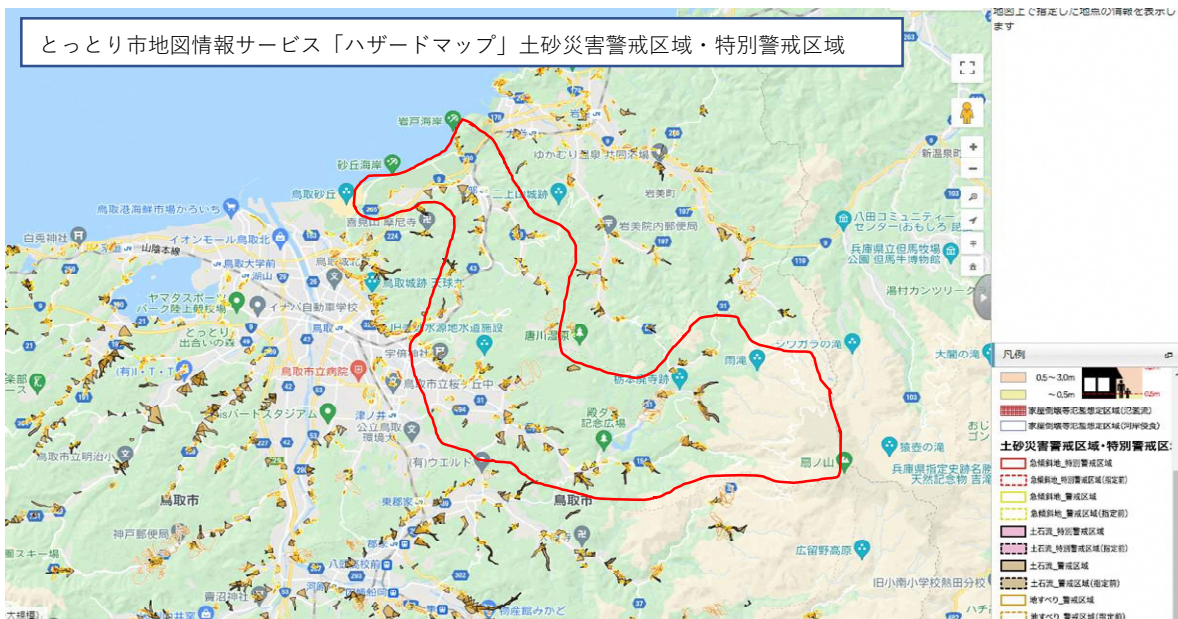
とっとり市地図情報サービス「ハザードマップ」洪水浸水想定区域（想定最大規模）



(土砂災害：ハザードマップ)

鳥取市のハザードマップによると、域内各所に警戒地域が点在している。

とっとり市地図情報サービス「ハザードマップ」土砂災害警戒区域・特別警戒区域



(地震・津波：J-SHIS、鳥取市地域防災計画より)

本市には、昭和 18 年 9 月 10 日の鳥取地震で動いた鹿野断層、北側には鳥取地震により生じた吉岡断層が存在する。また、その南側には岩坪断層が存在し、東側には、雨滝一釜戸断層が存在する。これら活断層は繰り返し地震を発生させる可能性があり、大地震が発生した場合、甚大な被害発生恐れがある。さらには、日本海側で大地震が発生した場合、沿岸を中心に津波被害の可能性もある。

J-SHIS 地震ハザードステーションの防災地図によると、全域内では、今後 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率は 6%未満だが、福部町の北側は 26%未満と高くなっている。

また、津波については、鳥取市のハザードマップによると、海岸線一帯に津波基準推移 0.5m

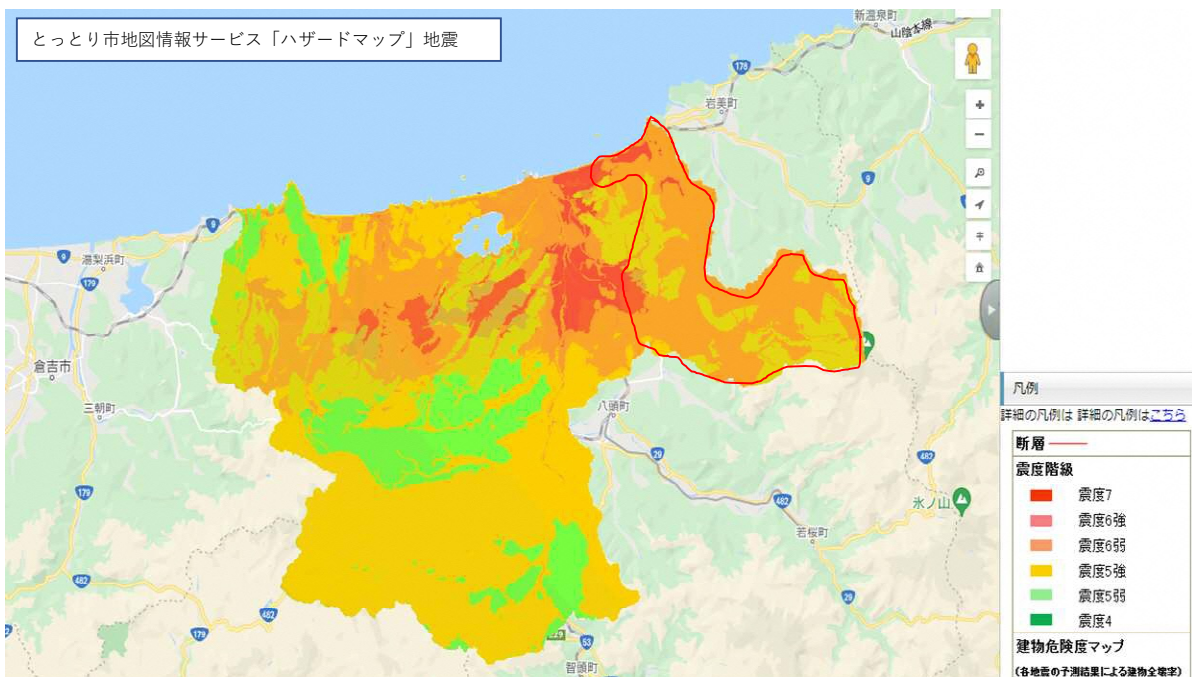
～3.0mの波が押し寄せることが示されており、より高い津波基準推移 3.0～5.0mの波も各地点で示されている。

※「雨滝－釜戸断層」＝岩美町から鳥取市福部町・国府町にかけて分布する活断層。

とっとり市地図情報サービス「ハザードマップ」断層



とっとり市地図情報サービス「ハザードマップ」地震



(感染症 (新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ))

本市においても、県が策定した「鳥取県新型インフルエンザ対応行動計画 (平成 18 年 1 月)」と整合性を取りつつ、新型インフルエンザの世界的大流行時において、市内で新型インフルエンザの患者 (疑い例を含む) が発生した場合に、患者の人権に配慮しながら、患者に適切な医療を提供するとともに、迅速かつ的確な調査を実施し、まん延防止を図ることにより、市民生活の被

害を最小限に抑えることを目的として「鳥取市新型インフルエンザ対策行動計画」を平成 21 年 4 月に策定した。

また、新型コロナウイルス感染者、感染経路が特定できない症例が急速に増加する状況の中、全国的かつ急速な蔓延による国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生している状況を踏まえ、本市においても、本市内の新型コロナウイルス感染症の拡大を最小限に抑え、市民の安心と健康を守るための緊急的な対応として、平成 27 年 2 月 6 日に制定した鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画、特措法、県行動計画を踏まえ、令和 2 年 3 月 27 日、「鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画（以下「行動計画」という。）」を新たに策定した。

現在、新型コロナウイルスワクチン接種を希望する人には 2 回目の接種を終了したが、感染者数が急拡大しており、今後も事業者の経営継続に向けた下支えが必要である。

（その他）（鳥取市地域防災計画より）

平成 29 年 2 月 9 日から 2 月 12 日にかけての大雪（鳥取観測所／最大積雪深：91 cm、最大日降雪量：65 cm）により、人的被害や住家被害が発生する災害となり、また、国土交通省をはじめ、県や本市の除雪能力を超える強い降雪が長時間継続したため、市内では、道路交通網の大規模障害、路線バス・鉄道・航空機等の公共交通機関の終日運休等が生じた。

## （2）商工業者の状況（本会調べ：令和 3 年 4 月 1 日現在）

- ・商工業者数 294 人
- ・小規模事業者数 266 人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	71	69	国府町を中心に、域内に広く分散している。
	製造業	33	30	国府町糸谷地域に工業団地があるほか、域内に広く分散している。
	卸・小売業	63	51	国府町は西側を中心に、福部町は砂丘周辺を中心に、域内に広く分散している。
	飲食・宿泊業	36	35	国府町は西側を中心に、福部町は砂丘周辺を中心に分布している。
	サービス業	66	57	国府町の西側を中心に、域内に広く分散している。
	その他	25	24	域内に広く分散している。
	合計	294	266	

## （3）これまでの取組

ア 鳥取市の取組

- ・鳥取市地域防災計画の策定（最終改定令和元年 11 月）
- ・防災訓練の実施（毎年、鳥取市防災の日 9 月 10 日に実施）
- ・県及び県内市町村連携備蓄（22 品目）
- ・国・県及び他市町村等との相互応援協定（17 団体）
- ・応急生活物資等の支援協力に関する協定（民間団体等 20 団体）
- ・災害時における各種支援に関する協定（民間団体等 43 団体）
- ・避難所等の施設利用に関する協定（30 団体）
- ・災害時における覚書及び取扱等（2 団体）
- ・緊急事態及び災害時における協力協定（民間団体等 2 団体）

- ・鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（最終改訂令和元年 8 月）
- ・鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画の策定（令和 2 年 3 月 27 日）

#### イ 鳥取市東商工会の取組

- ・鳥取市東商工会危機管理マニュアルの策定（平成 26 年 3 月）
- ・鳥取市と鳥取市内 3 つの商工会との「災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定」を締結（平成 27 年 2 月 3 日）
- ・事業者 BCP に関する国・県の施策の周知
- ・民間損保会社（東京海上日動火災保険株式会社、損保ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損保株式会社）と連携した損害保険の活用促進（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等）
- ・鳥取県商工会連合会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県 3 者での大規模自然災害発生時における各種支援協定を締結（令和元年 8 月 20 日）

## 2. 課題

- ・緊急時の対応及び協力体制について具体的な体制やマニュアルが不十分である。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・小規模事業者における個社別 BCP 計画策定が進んでいない。

## 3. 目標

- ・地区内の小規模事業者に災害・感染症等リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
- ・民間損保会社と連携した損害保険の活用促進（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等）
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症まん延時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

## 4. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年6月1日～令和9年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

鳥取市東商工会と鳥取市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### ア 事前の対策

以下のとおり鳥取市東商工会と鳥取市が事前の対策に取り組み、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### ① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会だよりやとっとり市報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

#### ② 小規模事業者のBCP策定支援

- ・小規模事業者のBCP策定状況を把握するとともに、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### ③ 商工会自身の事業継続計画の見直し・作成

- ・鳥取市東商工会は、平成25年度に事業継続計画（危機管理マニュアル）を作成しており、今後においても、必要に応じて見直しを行う。

#### ④ 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した、小規模事業者に対する災害リスクの周知、事業者BCPの策定支援を実施。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### ⑤ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・鳥取市東商工会と鳥取市で事業者BCPの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

### ⑥ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の具体的な想定（震度5以上の地震、河川の氾濫等）に基づき、鳥取市、鳥取市東商工会、その他関係団体等との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。

## イ 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、以下のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

### ① 応急対策の実施可否の確認

- ・鳥取市東商工会は、発災後速やかに職員の安否を確認（メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について鳥取市と共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、鳥取市における感染症対策本部設置に基づき鳥取市東商工会による感染症対策を行う。

### ② 応急対策の方針決定

- ・鳥取市は、鳥取市東商工会と家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。
- ・鳥取市東商工会は、地域内の事業者の大まかな被害状況を鳥取市と共有する。
- ・鳥取市東商工会と鳥取市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。  
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・鳥取市東商工会は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、業務の優先順位に応じて役割分担を決める。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」等の被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・特定の地域内の事業所と連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

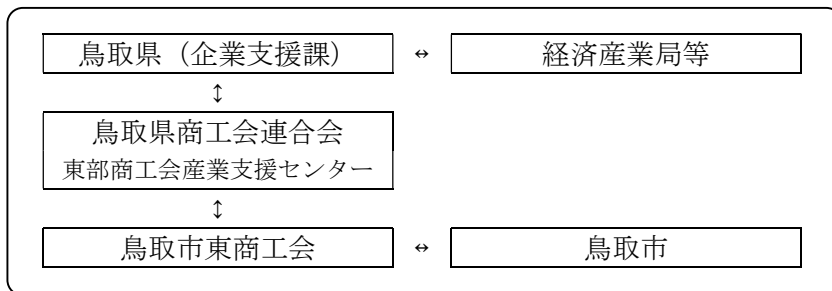
## ウ 被害状況の県への報告

鳥取市東商工会は、事業者の被害状況に係る情報を、県（商工労働部企業支援課）に報告する。

### 【報告項目】

事業者名、所在地、業種、被害の状況、被害額（把握できる場合のみ）、対応内容、普及見込

## ■事業者の被害状況に係る連絡ルート



### エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、鳥取市東商工会と鳥取市が共有した情報を県の指定する方法にて鳥取市東商工会又は鳥取市より県へ報告する。

### オ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・鳥取市と鳥取市東商工会は、相談窓口の開設について相談する（鳥取市東商工会は、国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・鳥取市と鳥取市東商工会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### カ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・鳥取市東商工会、鳥取市、県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会連合会・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」（令和元年8月20日締結）に基づき、他の地域からの応援派遣等を県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

### キ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。



(別表2)

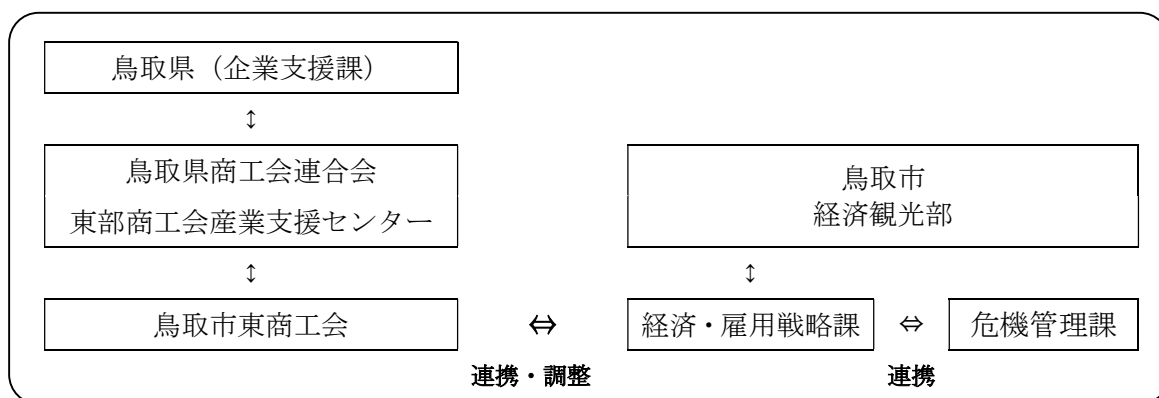
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

鳥取市東商工会：事務長1名、経営支援専門員1名、経営支援員2名、一般職員1名 計5名  
鳥取市役所：経済観光部経済・雇用戦略課13名 危機管理部危機管理課13名



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：事務長 垣田裕子

連絡先：鳥取市東商工会 TEL：0857-23-7433

②当該経営指導員等による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

・本計画の具体的な取組や実行

・災害リスクの周知、事業所BCPの策定支援等の進捗管理、見直し

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①鳥取市東商工会

〒680-0151 鳥取県鳥取市国府町宮下 1073

TEL: 0857-23-7433 /FAX: 0857-23-3008

E-mail: ttre-sci@tori-skr.jp

②鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町 71

TEL: 0857-30-8282 /FAX: 0857-20-3947

E-mail: keizai@city.tottori.lg.jp

(4) その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCPセミナー	100	100	100	100	100
2. 専門家派遣	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
鳥取県交付金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①   ②   ③	